

子どもの包括的自立促進支援事業業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要領

令和6年2月1日
那覇市福祉部保護管理課

那覇市では、生活困窮世帯の様々な課題を抱える子ども(概ね10歳～18歳)に対し、学習支援、食の支援、生活支援、就労支援を行うことで自立に向けた包括的な支援事業を実施する法人・団体等を募集します。

第1 事業の趣旨、事業概要について

1 事業の目的

本事業は、問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)の子どもを対象に、安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等を行う。不登校や高校進学でつまづいてしまった子ども達に相談や面談、社会体験活動等を通して、学習等への意欲喚起やコミュニケーション能力の向上を図り、学校への登校や高校進学、就職等を行えるように包括的な支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要

(1)名称：子どもの包括的自立促進支援事業

(2)内容：別紙「子どもの包括的自立促進支援事業業務委託仕様書」による。

3 業務委託

(1)提案上限額：24,260,740円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

※本事業にかかる予算が成立しなかった場合若しくは事情等の変更により、額の変更または事業を中止することもある。

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

事業費算出にあたっては、下記の事項に注意すること。

ア 那覇市内に委託実施場所を確保するための借りにかかる費用(家賃・敷金等)を含む。

イ 人件費には、賃金のほか、社会保険料(雇用保険料、労働保険料等)に係る事業主負担分を含む。

ウ 本事業により必要となる機械・器具等については、リース又はレンタル料で積算する。(基本的に1万円以上の物品の購入は不可)

(2)委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

※契約日に開所していることが望ましいが、受託者が変更になった場合においては、事業実施場所の確保等の準備を2か月以内に完了すること。

(3)業務の実施にあたっては、労働基準法等その他法令規則を遵守すること。

4 その他

(1)広報印刷物等について、著作権等は那覇市に帰属するものとし、那覇市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2)本事業の遂行にあたっては、委託者である那覇市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。

(3)著作権、肖像権、第三者・団体等の権利を侵害しないように十分留意すること。

(4)本事業の遂行にあたり知り得た情報について、外部への漏えいがないように注意すること。
また、委託者である那覇市が提供する資料等を許可なく第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。

(5)本事業の履行にあたって、クレーム等が生じた場合、速やかに那覇市に報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。

第2 応募について

1 応募資格

本事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体または複数の法人からなるコンソーシアムで、子どもの包括的自立促進支援について、次に掲げる全ての要件を満たすものと

する。コンソーシアムの場合は、(2)から(14)において、全構成員がこの要件を満たすこと。

※コンソーシアムとは、共同で何らかの目的に沿った活動を行うために、2つ以上の個人、企業、団体(あるいはこれらの任意の組み合わせ)で結成された団体をいう。

- (1)県内に本社、又は事業所がある法人・団体等であること(特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、会社等も含む)。コンソーシアムの場合は、全構成員が県内に本社、又は事業所があることとする。
- (2)定款又は設立趣意書等において、事業目的及び事業活動に子どもの支援の趣旨が盛り込まれていること。
- (3)実施できる規模のスタッフを確保し、事業を的確に遂行できること。
- (4)本事業の趣旨を十分に理解したうえで那覇市と目的を共有し、互いに尊重して連携・役割分担を行いながら委託業務を実施できること。
- (5)本事業における収支決算書及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備できること。
- (6)雇用契約書、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (7)個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)「個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守することができること。
- (8)宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものでないこと。
- (9)特定の公職者(その候補者を含む)又は政党を推薦し、支持し、反対することを目的とするものでないこと。
- (10)「暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (11)「地方自治法施行令」(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者に該当しないこと。
- (12)国税、県税、市町村税等について、滞納していないこと。
- (13)企画提案書の提出期限において、那覇市の指名停止措置を受けていないこと。
- (14)「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(15)コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に代表法人を1社置くものとする。代表法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。委託契約を行う場合には、代表法人と契約を締結し、その他構成員は再委託とする。

代表法人は、以下の要件を満たすこと。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために、必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために、必要な管理能力を有すること。

2 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は次のとおりとする。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和6年2月1日(木)
説明会の開催	令和6年2月7日(水) 午後1時30分～午後2時30分
公募への 参加申し込みの受付	令和6年2月1日(木)から令和6年2月26日(月) (土、日、祝日を除く午前9時～午後5時)
質問の受付	令和6年2月1日(木)から令和6年2月19日(月) 午後5時
企画提案書等の提出	令和6年2月28日(水)から令和6年3月7日(木) (土、日、祝日を除く午前9時～午後5時)
プレゼンテーション	令和6年3月18日(月) 午前(予定)
結果通知	令和6年3月21日(火)(予定)
契約締結	令和6年4月1日に契約を締結する。

3 募集要領等の配布及び公募への参加申し込み

募集要領等の配布については、公募の開始日から配布する。窓口での受け取りを希望する場合には、事前に「13 担当部署」に連絡をすること。また那覇市公式ホームページからダウンロードすることもできる。

(1)参加申し込みの受付期間：令和6年2月1日(木)から令和6年2月26日(月)

※土・日・祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。

(2)参加申し込みの提出方法：事前に「13 担当部署」に連絡のうえ、持参により提出すること。

(3)提出書類：提出書類は次の表のとおり。

提出書類は A4 判片面印刷で製本(ファイル等で綴る)し、正本 1 部(原本)、副本 1 部(正本の写し)提出すること。

提出書類	注意事項
①公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式 1)※代表者印を押印
②登記事項証明書または登記簿謄本	申し込み日の 3 か月以内に発行されたもの
③定款の写し	定款が無ければ趣意書等
④役員名簿	
⑤納税証明書 ※納税義務がなければ提出不要	最近 2 カ年分の国税、県税、市町村税等について滞納をしていない証明書
⑥財務諸表	直近 2 期分の決算報告書(収支決算書、損益計算書、貸借対照表、財産目録等財務状況が分かる資料)
⑦業務経歴書	指定様式による(様式 2)
⑧誓約書	指定様式による(様式 3)
⑨コンソーシアムの協定書または契約書の写し(締結していない場合は案でも可)	

※書類の並びについては上記のとおりとし、様式毎にタブを貼付すること。

4 事業説明会

(1)日時：令和 6 年 2 月 7 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

(2)場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 本庁舎 1 階 市民会議室(売店横)

※市役所の駐車場は有料です。ご了承下さい。(60 分以内 100 円、以降 30 分毎に 300 円)

(3)参加人数：一団体 2 人までとする。

参加希望の場合は、令和6年2月5日(月)までに「13 担当部署」までメールにて連絡すること。また、説明会参加の際は、公募に関する文書等を各自で準備すること。

※咳や発熱等、体調不良があるものは参加を控えること。感染症拡大防止対策のご協力をお願いします。

※説明会への参加がない場合でも、本プロポーザル公募への参加はできるものとする。

5 質問の受付

(1)質問期間及び方法

令和6年2月1日(木)から令和6年2月19日(月)午後5時まで。

(様式4)質問票により「13 担当部署」あてに電子メールで提出すること。

(2)質問回答方法及び回答日

質問の回答は、順次、那覇市公式ホームページに掲載する。また、全ての参加申込者あてに電子メールで回答する。電子メール以外での質問(電話問い合わせ等)は受け付けない。

6 業務委託優先交渉権者の選定の方法

参加申込の際に提出された書類等に基づく審査後、業務委託優先交渉権者の選定を公平かつ適正に行うため、子どもの包括的自立促進支援事業業務委託選定委員会において、書類審査・企画提案内容のプレゼンテーションを実施する。

選定委員会では、「子どもの包括的自立促進支援事業・業務委託者優先交渉権者選定評価採点表」を基本に公平かつ公正に審査をし、選定を行う。

7 企画提案書の提出

参加申し込みで提出された書類にてプロポーザルの参加資格について「13 担当部署」にて審査する。審査の結果、参加資格を有する申込者については「参加資格審査結果通知 及び企画提案書等提出依頼書」、参加資格を有さない申込者については「参加資格審査結果通知」を令和6年2月27日(火)までに送付する。

(1)提出期間：令和6年2月28日(水)から令和6年3月7日(木)

※土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

(2)提出方法 : 事前に「13 担当部署」に連絡のうえ、持参により提出すること。

(3)提出書類 : 提出書類は次の表のとおり。

提出書類は A4 判片面印刷で製本(ファイル等で綴じる)し、正本 1 部(原本)、副本 7 部(正本の写し)及び電子データ(CDまたは DVD メディアに限る)を合わせて提出すること。

提出書類	注意事項
①企画提案書	指定様式(様式 5)の項目毎に企画の概要を記入。なお、適宜拡張し(ページ数を増やし)記載または、任意に作成可能。
②見積書	(様式 6)を基本に任意に作成可能。※代表者印を押印
③従事予定者調書	指定様式による(様式 7)

※書類の並びについては上記のとおりとし、様式毎にタブを貼付すること。

8 プレゼンテーション

(1)日時及び場所

日時 : 令和 6 年 3 月 18 日(月) 午前 9 時 30 分から午前 12 時(予定)

※プレゼンテーションの開始時間等については、後日参加申込者に通知する。

場所 : 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 本庁舎 10 階 会議室

(2)プレゼンテーションの実施方法

ア 1 事業者あたりの時間 : 35 分以内(説明 20 分以内、質疑応答 15 分以内)とする。

イ プレゼンテーションの方法

(ア) 当日は、事前に提出した企画提案書等の資料をもとにプレゼンテーションを行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(イ) プレゼンテーションの出席者は 2 人以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。

(ウ) パソコン、プロジェクター等は準備するので、必要とする場合には「13 担当部署」と事前調整すること。

ウ 感染症拡大防止の対応について

咳や発熱等、体調不良があるものは参加を控えること。感染症拡大防止対策のご協力をお願いします。

9 選定結果の公表

選定結果については、公募参加者へ通知するとともに、那覇市公式ホームページに業務委託優先交渉権順位第1位者及び次点交渉権者を掲載する。なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

10 契約締結等

- (1)優先交渉権順位第1位者と業務委託の契約締結交渉を行う。ただし、順位第1位者が本要領で規定する要件に該当しないと認められる場合、又は契約締結交渉が不調となった場合は次点交渉権者と契約交渉を行う。
- (2)受託者の決定後、業務委託仕様について受託者と協議の上、契約に必要な書類を揃え、契約を締結する。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)応募に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しない場合。
- (2)「参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4)見積額が契約限度額を超えている場合。
- (5)プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (6)選考の公平性を害する行為があった場合。
- (7)前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合。

12 その他留意事項

- (1)このプロポーザルに参加する費用は、全て参加申込者の負担とする。

- (2)提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3)契約締結時において、提出書類の「従事予定者調書(様式 7)」に記載の配置予定者がやむを得ない事情により交代する場合は、那覇市と協議し承認を得ること。
- (4)提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、那覇市がこの公募型プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5)提出された書類は返却しない。
- (6)このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例(平成26年条例第26号)に基づき判断する。
- (7)「3 参加申し込み」後に辞退する場合は「辞退届(様式8)」を提出すること。
- (8)令和6年那覇市議会2月定例会において、本事業に係る令和6年度当初予算が可決成立するまでは、契約限度額が確定されません。本事業にかかる予算が成立しなかった場合若しくは事情等の変更により、額の変更または事業を中止することもあります。なお、このことに伴い、公募型プロポーザル参加者又は優先交渉権者において損害が生じた場合にあっては、那覇市ではその損害について一切負担しません。

13 担当部署

那覇市 福祉部 保護管理課 自立支援班(担当:島袋)

所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話(代表) 098-867-0111(内線 2461)

Eメール naha_h_hogo001@city.naha.lg.jp